○法務省・農林水産省令第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、家畜商営業保証金規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月七日

法務大臣　山下　貴司

農林水産大臣　吉川　貴盛

家畜商営業保証金規則の一部を改正する省令

家畜商営業保証金規則（昭和三十七年法務省農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成」を「令和」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○外務省令第一号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、旅券法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月七日

外務大臣　河野　太郎

旅券法施行規則の一部を改正する省令

旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第十九号様式までを次のように改める。